

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 広島県
農業委員会名： 庄原市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和元年6月28日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	4,672
自給的農家数	942
販売農家数	3,730
主業農家数	357
準主業農家数	775
副業的農家数	2,598

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,813
女性	2,391
40代以下	386

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	211
基本構想水準到達者	19
認定新規就農者	17
農業参入法人	-
集落営農経営	26
特定農業団体	-
集落営農組織	26

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	6,030	1,160	1,160			7,190
経営耕地面積	5,053	638	563	75		5,691
遊休農地面積	8.9	0.2	0.2			9.1
農地台帳面積	6,730	1,236	1,236			7,966

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	50	50	39

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,190ha	1,923ha	26.70%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足等による耕作・管理が難しい農地が増加している。今後、世代交代による不在地主の増加により耕作・管理が困難な農地の増加が見込まれる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,150 ha (うち新規集積面積 96.4 ha)
	目標設定の考え方: 広島県の集積率目標44.1パーセントに準じ令和5年度末までに集積率を44.1%(3,170ha)にすることを目標とし、毎年、96.4haを担い手に新規に集積する。
活動計画	7月～11月の期間に、担い手と意見交換を行うなど連携を進め、規模拡大の意向を把握するとともに、利用状況調査時にあつせん可能な優良農地の把握に努める。また、規模拡大に必要な農地をあつせんできるように、所有者の意向を確認する。11月から1月の期間で地域での話し合いを通じて、支援体制を構築する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	6 経営体	5 経営体	2 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	5ha	6ha	1.5ha
課 題	農家の高齢化や後継者の不足により地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に基づいた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	5ha
活動計画	随時、参入希望者へは、意向に応じた農地ができるよう努めるとともに、就農後、地域において支援、相談活動を行う。また、必要に応じて地域での話し合いを通じて、新規就農者の支援体制を構築する。 10月～3月の期間に農地中間管理機構との情報交換を積極的に行い、連携を密にする。また、市の実施する新規参入研修のPRを積極的に行う。(8月)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,199.1ha	9.1ha	0.13%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足等による耕作・管理が難しい農地が増加している。今後、世代交代による不在地主の増加により耕作・管理が困難な農地の増加が見込まれる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 9.1 ha		
	目標設定の考え方: 7.9haの機構の借受基準に満たない農地は、相対貸借等を探るとともに非農地判断も検討する。また、1.2haの借受可能な農地は引き続きフリーマッチングにより担い手への集積を機構と連携し行う。更に、新たに発生しないよう早めの対策に努める。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		74人	7月～10月
	調査方法	管内全域を調査対象とし、農地利用最適化推進委員の地区担当制により一斉パトロール及び日常活動により農地利用状況を調査する。まず、目視により巡回調査を行う。遊休化の恐れがある場合等は周辺農業への影響が大きい地域から詳細調査を行い、農家相談の一環として総合的な助言指導を行う。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	10月～1月	1月～2月	
その他	不作付地等について、特に高齢農家の方などに利用意向の確認を行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,190ha	0ha
課 題	違反転用は、施主等が農地法の理解不足等により生じる場合が多い。これに対し、広報等による転用許可等手続きの励行啓発や地区担当委員による農家相談や日常的パトロールにより早期発見早期指導に努めている。更に、一層の普及啓発を図る必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	8月頃に農業委員会だより等による広報・啓発活動を行うとともに、7月から11月にパトロールや相談事業により助言・指導を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入